許可更新の流れについて

一般廃棄物収集運搬業の許可は、２年ごとに更新申請を行い、許可を更新しなければ失効します。許可期間には、十分ご注意ください。

許可更新の流れ

① 許可期間が満了する前の１月６日（月）～３１日（金）（土・日・祝を除く）に、事前予約の上、必要書類を揃えて提出してください（郵送不可）。
② 許可申請に際して、手数料（10,000円）を納付してください。なお、その後の審査等により不許可になった場合も、手数料は返還できません。
③ 許可要件を満たしているか否かを確認するため、書類審査に加えて現地調査【主たる事務所（本店）・市内営業所・運搬車両の保管場所並びに排出者先等】を行う場合があります。
④ 書類審査後、「橿原市一般廃棄物の収集又は運搬に関する許可及び処分に関する審査委員会」にて審議します。
⑤ 審査委員会での審議の結果に応じて許可証を交付します（４月１日付）。
許可証の交付日時については、別途案内します。

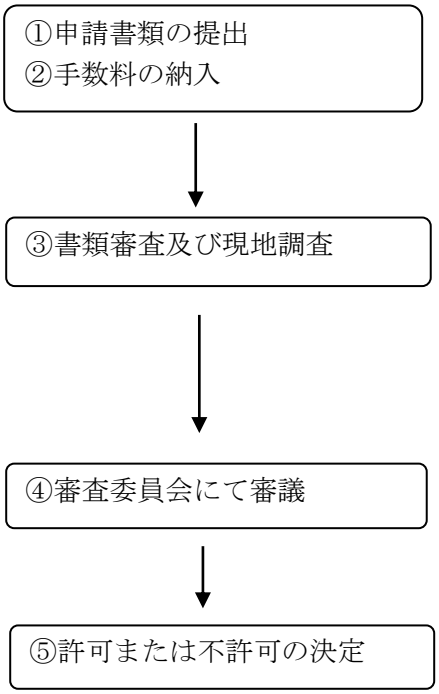

１月６日（月）～３１日（金）（土・日・祝を除く）
※提出日時を要予約
※手数料10,000円を申請当日に持参

※提出書類に不備があった場合は、上記期間中に再提出していただく必要がありますので、日程に余裕を持って申請してください。
※申請者及び法人の役員の欠格要件の該当の有無について、必要に応じて本籍地市町村等関係行政機関へ確認することがあります。

許可証の交付（４月１日以降）